

## 全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第7版

### (定義)

第1条 主催者からの申請に基づき本連盟馬場馬術本部が審査の上、承認し公示する全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する認定種目を含む馬場馬術競技会を公認馬場馬術競技会（以下公認競技会という）と称する。

### (事務処理)

第2条 公認の承認に関する事務処理については全て本規程による。

### (申請)

第3条 公認競技会を開催しようとする主催者は、原則として開催の2ヶ月前までに申請書（様式A－馬場）を本連盟に提出し承認を受けるものとする。

### (公認申請料)

- 第4条 公認申請を行う主催者は、申請に合わせて本連盟に公認申請料を納付しなければならない。
- 2 公認申請料は、1競技会につき52,500円（消費税込み）とする。なお、同一日程同一会場で公認障害馬術競技会と併催の場合には、31,500円（消費税込み）とする。
  - 3 種目認定料は、認定競技として実施する1競技につき5,250円（消費税込み）とする。ただし、自由演技課目は種目認定料を必要としない。
  - 4 納付された公認申請料、種目認定料は、いかなる場合でも返却しない。

### (承認)

- 第5条 審査は馬場馬術本部が行い、承認は文書にて通知するものとする。
- 2 公認の申請を受けた競技会であっても実施の基準等必要事項に不備のあることが発見された場合、承認を取り消すことがある。
  - 3 承認通知が発行された以後は、認定種目の追加は原則として認められないものとする。

### (主催者)

第6条 公認競技会的主催者である申請者は、本連盟の会員資格を有していなければならない。

### (審査事項)

第7条 審査事項は次の通りとする。

- ①競技会の名称
- ②主催者
- ③開催日程
- ④開催場所
- ⑤実施要項（添付：実施課目、適用規程必須）
- ⑥予定参加馬頭数
- ⑦大会役員（上訴委員、審判員、スチュワード必須）
- ⑧会場競技設備概要（厩舎数、競技場／練習場サイズ）
- ⑨人馬の救護体制
- ⑩広報体制
- ⑪公認申請料、種目認定料の納入（受領書の写し）

(必要条件)

第 8 条 申請にあたり、以下の条件を満たしていなければならない。

- ①馬のウェルフェア（救護体制、厩舎環境）が確立されていること。
- ②審判団は、本連盟馬場馬術 S 級及び 1 級審判員の資格を有する者で編成すること。
- ③上訴委員会を編成すること。
- ④人馬の救護体制が確立されていること。
- ⑤広報の体制が確立されていること。
- ⑥ポイントを付与する競技は、最新の FEI 規程に準じること。
- ⑦同一認定種目の実施数は、1 日 1 回、1 大会に 2 回までとする。

(大会役員)

第 9 条 主催者は、必要条件を満たした上で、独自に大会役員を編成することができる。

(審判長)

第 10 条 公認競技会の審判長は、審判長リストより主催者が指名し委嘱する。なお、公認障害馬術競技会と併催で、同時進行になる場合は兼務することはできない。

- 2 委嘱された者は、当該競技会の査定及び認定の任務を負うものとする。なお、審判長としての職務は主催者の委嘱に基づき通常通り行うものとする。
- 3 本連盟は、査定及び認定の任務に対し、競技実施日 1 日当たり 10,000 円を支給する。なお、審判長職務に対する経費（謝金、交通費、宿泊費等）は、主催者が負担するものとする。

(公認競技会審判長の任務)

第 11 条 公認競技会の審判長は、通常の審判長の任務に加え、認定種目が適正に実施されていることを確認及び指導することを任務とする。また、認定種目の成績表が、指定の様式で作成され記入漏れが無いことを確認し、電子データとして受理して日馬連事務局に提出すること。

- 2 公認競技会審判長は、認定種目に関して諸規定の条件を満たしていないと判断した場合、主催者に対して改善を要求することができる。また、対象種目として認定を取り消すことができる。

(公認競技会審判長リスト)

第 12 条 次の条件に該当する者の中より馬場馬術本部審判部が実績等の審査を行い、公認競技会審判長リストを作成する。

- ① 馬場馬術 S 級及び 1 級審判員資格者で馬場馬術本部が実施する研修会に参加した者の中で馬場馬術本部審判部が推薦する者。
- ② 前年度の全日本馬場馬術大会、全日本ジュニア馬場馬術大会及び国民体育大会（馬場馬術）において審判員を務めた者。
- ③ 馬場馬術本部審判部が特に認めた者。
- ④ 2 年以上主催競技会あるいは公認馬場馬術競技会の審判員として実績のない者については、本審判長リストから削除する。

(認定種目)

第 13 条 認定種目は、以下の運動課目とする。ただし、⑦、⑧、⑨の運動課目はポイントの対象外とする。

①グランプリ

FEI グランプリ 2009

FEI グランプリスペシャル 2009

FEI オリンピックグランプリスペシャル馬場馬術課目 2011

※2011年10月1日～2012年12月31日の期間に  
開催される CDI 競技会（ビッグツアー）にて使用

②インターメディエイト I

FEI インターメディエイト I 2009

③セントジョージ賞典

FEI セントジョージ賞典 2009

④第 5 課目

JEF 馬場馬術競技第 5 課目 2009

⑤第 4 課目

JEF 馬場馬術競技第 4 課目 2009

⑥第 3 課目

JEF 馬場馬術競技第 3 課目 2009A

⑦FEI 自由演技グランプリ 2009

⑧FEI 自由演技インターメディエイト I 2009

⑨JEF 自由演技国体成年馬場馬術課目

(認定種目の参加資格)

第 14 条 認定種目に出場する選手は、本連盟騎乗者資格 B 級以上を取得している者のみとする。

2 認定種目に出場する競技馬は、本連盟の乗馬登録が完了している馬匹とする。

なお、競技馬は、1 競技 1 回限りとし、オープン参加としても出場できない。

(競技場の条件)

第 15 条 競技を実施する場合、競技場（インドアを含む）として 20m×60m の馬場を有し、3 名以上の審判員席を設置できなければならない。また、準備運動場は、原則として 20m×60m が望ましく隣接していなければならない。

(公認の表示)

第 16 条 主催者は、当該競技会の開催に当たり、ポスター、看板、プログラム、その他の配布物あるいは掲示物に、「社団法人日本馬術連盟公認競技会」である旨を表示するものとする。

(外国籍選手)

第 17 条 外国籍の選手は、その選手が所属する N F からのゲストライセンスの提出をもって騎乗者資格 B 級を有する者と同等に扱うものとする。

(留意事項)

第 18 条 公認競技会として申請する場合は、次の事項について留意すること。

- ①馬場
  - ア. 適度な広さ
  - イ. 水はけおよび砂の深さが適当であること
  - ウ. 散水システム
  - エ. ハロー掛け等のグラウンド整備
- ②安全性
  - ア. 一般観客に対する安全性の配慮
  - イ. 人馬の救護体制の確立
- ③外来厩舎
  - ア. 適切な広さ
  - イ. 放馬防止対策
  - ウ. 馬洗場の設置
- ④観客および選手への配慮
  - ア. 観客席の設置
  - イ. 放送など音響設備の設置
  - ウ. 駐車場の確保
  - エ. 飲食関係

(報告書)

第 19 条 主催者は、公認競技会終了後 1 週間以内にプログラムを添付して実施した全ての認定種目の成績を当連盟事務局に提出するものとする。

- 2 審判長は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式（様式 B－馬場）により公認競技会の実施状況報告書を当連盟事務局に提出するものとする。

(競技成績)

第 20 条 主催者が公式記録として提出する競技成績表は、指定のフォームにより電子データとして提出すること。

(全日本馬場馬術大会)

第 21 条 原則として事前に指定した期間に開催された公認競技会において実施された認定種目で獲得したランキングポイントにより、馬匹に対して全日本馬場馬術大会への出場権を付与する。なお全日本馬場馬術大会の開催場所の厩舎数により、付与する数を増減することがある。

(ポイント集計)

第 22 条 ポイントの集計は以下の通りとする。

- ①ポイントは、認定種目毎に選手および馬匹のそれぞれに対して付与し集計する。
- ②担当した審判員全員の最終得点率（%）をポイント集計の対象とする。  
なお、小数点以下第 4 位を切り捨てとする。
- ③指定期間中に得たポイントの中で上位 3 つの成績を対象として合計し、3 で除したものをランキング上のポイントとする。なお、対象となる成績が 3 つに満たない場合でも、2 成績あるいは 1 成績を対象として 3 で除したものをランキング上のポイントとする。
- ④ポイントの対象種目への出場回数の制限は行わない。
- ⑤主催者から提出された成績表が唯一の公式記録としてランキングに集計される。

- 附則 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行し適用する。
- 附則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行し適用する。
- 附則 第 4 条 3、第 11 条⑦、⑩、第 12 条 2、3、第 22 条は、平成 17 年 8 月 30 日より施行し、平成 17 年 9 月 1 日より適用する。
- 附則 第 7 条削除、第 8 条②削除、第 10 条、第 23 条は、平成 17 年 8 月 30 日より施行し、平成 18 年 4 月 1 日より適用する。
- 附則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行し適用する。  
第 7 条⑦、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条④⑦
- 附則 この規程は、平成 18 年 10 月 2 日より施行し適用する。  
第 10 条、第 13 条②⑧⑨⑩、第 22 条②、第 23 条
- 附則 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。  
第 13 条
- 附則 この規程は、この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。  
第 5 条、第 8 条
- 附則 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。  
第 2 条、第 13 条
- 附則 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。  
第 4 条、第 13 条、第 19 条

馬場馬術競技会公認申請書

平成 年 月 日

社団法人日本馬術連盟会長 殿

申請者  
主催団体

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり、公認馬場馬術競技会として開催したく公認申請料、種目認定料を添えて申請いたします。

記

- 1. 競技会の名称 \_\_\_\_\_
- 2. 主催団体 \_\_\_\_\_
- 3. 主催団体の連絡先  
(住所及び電話番号) \_\_\_\_\_ TEL: \_\_\_\_\_
- 4. 担当者氏名/連絡先(携帯) \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_
- 5. 会 場 \_\_\_\_\_
- 6. 日 程 \_\_\_\_\_

7. ポイント対象となる認定種目数
- |       |    |       |    |
|-------|----|-------|----|
| _____ | 種目 | _____ | 種目 |
| _____ | 種目 | _____ | 種目 |
| _____ | 種目 | _____ | 種目 |
| _____ | 種目 | _____ | 種目 |

料金	公認申請料	52,500円	(障害公認競技会との併催の場合、31,500円)
	種目認定料	5,250円	× 種目 = _____円
			(消費税込み)

月 日 送 金	合計	_____円
---------	----	--------

- 8. ポイント対象外の認定種目数

_____	種目	_____	種目
_____	種目	_____	種目

9. 大会役員 (添 付)

10. 実施要項 (添 付:実施課目の記載必須)

11. 施 設 (概略資料を添付)

外来厩舎数	_____	馬房	_____
競技場サイズ	_____ m	×	_____ m 面
練習場サイズ	_____ m	×	_____ m 面

12. 参加予定頭数 \_\_\_\_\_ 頭

13. FEI公認大会の開催の有無 \_\_\_\_\_ 有 . 無